

< 非農地証明願 資料 >

◎提出書類

○非農地証明願

* 申請者は所有者（共有地の場合は共有者のうちの1名でも可）

○土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る）（1通）・・・法務局

* 証明を受けようとする土地のもの

* 発行日が3か月以内

○公図（字図）の写し（1部）・・・法務局

* 証明を受けようとする土地が表示されているもの

* 発行日が3か月以内

○その他の書類(必要に応じて)

・ 非農地化20年以上がわかる資料（コピーでよい）

（20年以上経っているとわかる写真、税務課からの過去の通知書、
家屋の登記事項証明書 等）

・ 登記事項証明書に記載された所有者の住所が現住所と異なる場合は、
住所の異動履歴がわかる住民票の写しや戸籍の附票

◎申請から証明書発行までの流れ

1. 申請書を受付期間内に提出する。
2. 申請者等立会いのもと、農業委員等と農業委員会事務局職員と現地確認を行う。
～農業委員会定例会(毎月10日前後)で審議を行い、証明書の交付が承認される～
3. 証明書が交付できるようになった旨の連絡が来る。

※窓口で証明書を受け取る際に、受取りの印かん（窓口に来る方）と証明手数料として

300円が必要。

◎非農地証明願の証明基準（下記のいずれかに該当すること）

- （１） 災害で非農地化し、農地への復旧が困難な土地
- （２） 農地法の農地転用許可を受け、許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地　〔事例：許可を得て転用したが、地目変更登記をしないまま、許可書をなくした（10年以上前の許可日のもの）〕
- （３） 農地法の許可の制限の例外等に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地　〔事例：200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設（農業用倉庫・畜舎・農産物販売施設等）への転用、農地の保全・利用増進のための施設（農道・水路・防風林等）〕
- （４） 遊休農地のうち、「農地法の運用について」第４の（４）に基づき、「農地」に該当しないと判断される土地〔事例：非農地通知の対象になる荒廃農地〕
- （５） 農用地区域内農地・圃場整備等事業地域・農業生産力の高い農地のある地域以外で、無断(違反)転用の処分を受けてなく、非農地化して20年以上経過しており、他の法令との調整見込みがある土地

ただし、下記の表の、3つの区分については、表にある基準で判断する。

区分	土地の形状
1 植林されている土地	木材生産や森林保全等を目的として植林され、非農地として認定することがやむを得ない場合で、かつ、植林後20年以上経過し、山林として樹観や維持管理が見込まれるもの。
2 建築物等が設置されている土地	建築物等（仮設工作物を除く）の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているもの。
3 道路敷きとして利用されている土地	住宅への進入路、その他日常生活上必要不可欠な通路として使用されている物であり、かつ、転用後20年以上経過しているもの。

※ 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内農地については、証明の対象とならない場合があります※